統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit	
番号 H.S. code			I	II
15.01				
1501.00		豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第02.09項又は第15.03項のものを除く。）		
	100	－ 豚脂		KG
	900	－ その他のもの		KG
15.02				
1502.00	000	牛、羊又はやぎの脂肪（第15.03項のものを除く。）		KG
15.03				
1503.00	000	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）		KG
15.04		魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
1504.10	000	－ 魚の肝油及びその分別物		KG
1504.20	000	－ 魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）		MT
1504.30	000	－ 海棲哺乳動物の油脂及びその分別物		KG
15.05				
1505.00		ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		
	100	－ ラノリン		KG
	900	－ その他のもの		KG
15.06				
1506.00	000	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		KG
15.07		大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
1507.10	000	－ 粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）		KG
1507.90	000	－ その他のもの		KG
15.08		落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
1508.10	000	－ 粗油		KG
1508.90	000	－ その他のもの		KG
15.09		オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
1509.10	000	－ バージン油		KG
1509.90	000	－ その他のもの		KG
15.10				
1510.00	000	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第15.09項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		KG
15.11		パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
1511.10	000	－ 粗油		KG
1511.90	000	－ その他のもの		KG
15.12		ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
		－ ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物		
1512.11	000	－－ 粗油		KG
1512.19	000	－－ その他のもの		KG
		－ 綿実油及びその分別物		
1512.21	000	－－ 粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）		KG
1512.29	000	－－ その他のもの		KG
15.13		やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
		－ やし（コプラ）油及びその分別物		
1513.11	000	－－ 粗油		KG
1513.19	000	－－ その他のもの		KG
		－ パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物		
1513.21	000	－－ 粗油		KG
1513.29	000	－－ その他のもの		KG
15.14		菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		

統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit	
番号 H.S. code			I	II
		ー 菜種油（低エルカ酸のもの）及びその分別物		
1514.11	000	ーー 粗油		KG
1514.19	000	ーー その他のもの		KG
		ー その他のもの		
1514.91	000	ーー 粗油		KG
1514.99	000	ーー その他のもの		KG
15.15		その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
		ー 亜麻仁油及びその分別物		
1515.11	000	ーー 粗油		KG
1515.19	000	ーー その他のもの		KG
		ー とうもろこし油及びその分別物		
1515.21	000	ーー 粗油		KG
1515.29	000	ーー その他のもの		KG
1515.30	000	ー ひまし油及びその分別物		KG
1515.50	000	ー ごま油及びその分別物		KG
1515.90		ー その他のもの		
	100	ーー 漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物		KG
	900	ーー その他のもの		KG
15.16		動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）		
1516.10	000	ー 動物性油脂及びその分別物		KG
1516.20	000	ー 植物性油脂及びその分別物		KG
15.17		マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。）		
1517.10	000	ー マーガリン（液状マーガリンを除く。）		KG
1517.90	000	ー その他のもの		KG
15.18				
1518.00	000	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第15.16項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		KG
15.20				
1520.00	000	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液		KG
15.21		植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）		
1521.10	000	ー 植物性ろう		KG
1521.90		ー その他のもの		
	100	ーー 鯨ろう		KG
	900	ーー その他のもの		KG
15.22				
1522.00	000	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物		KG